

舟

秘 指定

件名	受輸者	年月日	案起		本部部長委任	發輸記 號番號
		發輸	日 月 年	名(課)部		
管内機帆船三隻通牒	相造大造小造	昭和廿年參月廿九日	昭和二〇年三月二六日	造兵部造兵課	部長委任	兵政造密第一二八二號
		發行 後 同覽	帶	連部		
發輸者	兵政本	長	課	課長	主務	庶務 課長
		購買課	資材課	第一課	部員	文書掛 將校
		員	第一班	第一班	主務	主務部課 取拔者

連部課名

別紙添付

決行後
同覽部課名

教備課

會計課

陸

軍

庶務課發輸第

1297

1573

首題ノ件 別冊要領ニ依リ実施スル事トニ定メラレタ
ルニ付通牒ス

通牒先 相造・大造・小造

⑤ 字 東海 大造 小造 小造

別冊

管内機帆船整備要領

一 運輸通信省海運総局船舶局と協定左如し

二 割当ヲ受スル機帆船型式数量及機関馬力ハ次通トス

型式	数量(総屯数)	機関馬力	摘要
一五〇屯型	總計約四〇屯	燒玉一五馬力	海務院型木造戰時標 準船設計仕様書依ル
二五〇屯型		二〇〇馬力	

二十年度第一四半期由ニ於テ成ル可ク速カニ完成スルモノトス

三 検査ハ運通省ニ委任スルモノトス

四 所要代替資材ハ当方ヨリ現物ヲ供給スルモノトス

五 契約ハ擔任造兵廠ト産業設備管團ト間ニ実施セラルモノトス

ニ右協定ニ基キ造兵廠ニ於テ處置スヘキ事項左ノ如シ

1 担任造兵廠ハ完成機帆船ヲ調辦スルモトシ完成ニ至ル迄ノ建造工事督促責任ニ且所要各種幹旋ヲナスモトス

但 單ニ於テ特ニ實施スル艦装ハ造兵廠ト造船所ト直接契約ニ依リ實施スルモトス

尚揚貨機用 燒玉一五馬力機用ハ一隻ニ付一台ヲ本部ヨリ造兵廠ニ幹旋ス

2 造兵廠別整備担任区分別紙ノ如シ

3 担任造兵廠ハ速カニ各造船所別ニ現況調査ヲナシ整備促進ノ対策ヲ講ジ完成予定期日ヲ速ニ本部ニ報告スルモトス

尚完成予定期日ヨリ速ニ本部ニ報告スルモトス

4 右担任区分ニ基キ甲子製造命令彙令セラルルニ付之ニ據リ

担任造兵廠ハ産業設備管團ト契約ヲナスモトス
但相造擔任未起工ニ隻(九四四九四一五)ノ費目ニ関シテ別示ス

右契約ノ際左記事項ヲ契約ニ含マシムルモトス

代替資材中一五。屯型機帆船用燒玉二五馬力機関ハ本部
ヨリ造兵廠ニ交付シ造兵廠ハ該機関ヲ産業設備官團ニ
官給スルモトス

但シ現品ハ補給廠ヨリ運通者(又ハ産業設備官團)指定
ノ箇所へ送付スルモトス

代替資材ニ関シテ本部ニ於テ處置ス。

三機帆船、造兵廠へ配当ハ差当リ別紙整備担任区分通トス

四乗組員ニ関シテハ左ニ據ル

一 船長機関長水夫長ノ上級船員ノ充足ニ関シテハ別途示ス
二 下級船員ハ担任造兵廠ニ於テ速カニ養成スルモトス

